

検討の背景及び検討項目

1 検討の背景

近年、温室効果ガス排出抑制の取組から、電気自動車の普及が進められており、今後、電気自動車のインフラ整備の一つとして、電気自動車用急速充電設備の設置が増加すると予想される。急速充電設備は、電気自動車利用者の利便性等から主に給油取扱所や商業施設等への設置が予定されているが、給油取扱所におけるガソリン等の可燃性蒸気への着火や商業施設等における建物等への延焼等の火災危険性が想定されることから、急速充電設備が設置される場所に応じた火災予防上必要な安全対策を確保するための技術基準の策定が急務である。

また、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について（平成22年9月20日閣議決定）において、「電気自動車の充電サービス、充電ステーションに係る電気事業法、消防法等の規制について取扱いルールを明確化し、エコカーの普及促進を図る」こととされ、当該閣議決定別表2「5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項」において、以下の対処方針がまとめられた。

「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」について（平成22年9月20日閣議決定）
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管官庁
＜環境・エネルギー＞				
11	エコカー普及にかかる制度整備（電気自動車の充電スタンドの設置規制の統一化）	エコカーの普及を促進するため、充電スタンドの設置にあたって、設置場所（床面からの距離確保）及び管理体制（目視監視・監視カメラ設置）等について、地域により取扱いが異なることから、平成23年度中のできるだけ早期に技術面・安全面に関する規制の適用を明確化し、統一的なルールを定める。	平成22年度検討開始、平成23年度中のできるだけ早期に結論・措置	総務省

このような状況を踏まえ、本検討会において次の事項について検討を行う。

2 検討項目

- (1) 給油取扱所に急速充電設備を設置する場合の安全対策に関する事項
- (2) 商業施設等に急速充電設備を設置する場合の安全対策に関する事項